

イランビジネスガイドブック（改訂版） ～経済制裁解除後の新たな動きと解説～

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 中東アフリカ課

はじめに

- 2016年1月の経済制裁解除以降、イランへのビジネス参入の動きがさらに活発化する一方、米国では、制裁法の延長や財務省外国資産管理局(OFAC)による行政規則の改正などの対応がとられています。また、2017年1月に発足したトランプ新政権の動向も、今後のイランビジネスを検討する上で非常に重要なポイントです。
- このような背景を受けて、米国の制裁法に精通している米国モルガン・ルイス & バッキアス法律事務所(ワシントンDC事務所)の監修の下、2016年6月に公表した「イランビジネスガイドブック～経済制裁解除のポイントとビジネスの魅力～」の改訂版を作成しました。
- 本ガイドブックが皆様のイランビジネスにおいて有益になれば幸いです。

日本貿易振興機構(ジェトロ)

目次

I. 米国経済制裁～2016年6月以降の動き (P4)

- A. 連邦法 (P5)
- B. イラン制裁法令の執行、イラン関連の追加的制裁措置等 (P7)
- C. OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等 (P8)
- D. トランプ新政権の動き (P15)
- E. 州レベルでのイラン制裁法 (P16)
- F. イランによる弾道ミサイルの試験 (P17)

II. 主要なポイント解説～Q&A (P19)

- Q1. Non-U.S. personの取引上の注意点について (P20)
- Q2. トランプ新政権発足後の対イラン制裁について (P23)
- Q3. 米国籍を持つ社員の取引関与について (P24)
- Q4. 決済用通貨としての米ドルの使用について (P26)
- Q5. イラン側関係者のDue Diligenceの程度について (P27)
- Q6. スナップバック後の180日の猶予期間について (P29)
- Q7. 自社部品を使った大手メーカーへの制裁について (P30)
- Q8. コントロール不可能な取引の報告義務について (P30)
- Q9. 州レベルの制裁法の調査手法について (P31)
- Q10. SDN List対象者の新規追加について (P31)

III. イランの最新ビジネス概況 (P32)

IV. ジェトロのご利用について (P47)

I . 米国経済制裁～2016年6月以降の動き



A. 連邦法

1. イラン制裁延長法

現在米国が、イランの化学、生物又は核兵器等の大量破壊兵器(WMD)や高性能通常兵器等の取得、開発等に寄与した者(non-U.S. person を含む)等に対し、制裁措置を科すことができる法的根拠の一つとなっている、改正1996年イラン制裁法(Iran Sanctions Act of 1996, as amended)(イラン制裁法)は、2016年12月31日に失効する旨規定されていた。このため、米連邦議会では、イラン制裁法を更に(2026年12月31日までの)10年間延長するための法案H.R.6297(イラン制裁延長法 Iran Sanctions Extension Act)(注1)を2016年12月2日までに上下両院で可決し、同法案は米憲法の規定(1条7項)により、オバマ大統領(当時)の署名なしで、2016年12月15日付で成立した。

オバマ大統領(当時)は、イラン制裁延長法はイランを不要に刺激し、イランが核合意を反故にするための口実を与えるリスクがある等との懸念から、当初は同法に基づくイラン制裁法の延長は不要との立場を明らかにしていた。しかし、同法案が上下両院の圧倒的多数で可決された経緯から、大統領の拒否権を発動し議会に差し戻しても、議会上下両院の3分の2以上の賛成票でそれが覆されることは必至であり、同法の成立は避けられないと判断したため、あえて拒否権を発動することなく、大統領自身の署名を回避しながらも、同法の成立を黙認した。これにより、米国がイランに対して様々な制裁を行うための一つの法的根拠が、今後少なくとも10年間は継続することとなっている。

イラン制裁延長法が成立した12月15日、ホワイトハウスの報道官は声明文を発表し、同法が大統領の署名なしで成立したこと、同法の継続は、共同包括行動計画(Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA)に基づく米国政府のコミット継続に何ら影響を及ぼすことではないこと、及び米国は、イラン側がJCPOAでのコミットを果たし続ける限り、米国側も制裁緩和・停止のコミットを果たし続ける、との立場をあらためて明確にした。

さらに、オバマ大統領(当時)より(イラン制裁法の適用を免除する)権限を委譲されているケリー国務長官(当時)は、(JCPOAに基づく米側の制裁緩和・停止措置を実施するため)イラン制裁法の中のエネルギー分野等に対する制裁措置の適用を免除するとの決定を既に行っていたが、2016年12月15日、あらためて(有効期間が10年間延長された)イラン制裁法に基づく、エネルギー分野関連の制裁措置適用免除を更新する旨の発表を行い、JCPOAの実施は米国やその同盟国等にとって最優先の戦略的目的の一つであること、及びイラン側が約束の実施を継続する限り、米側も同様に制裁緩和・停止措置の実施を継続する決意である旨などの点につき、確認をした。

(注1) <https://www.congress.gov/114/bills/hr6297/BILLS-114hr6297enr.pdf>



A. 連邦法 * 続き

2. その他のイラン制裁関連の連邦法等

2016年6月以降2017年2月21日現在に至るまで、米連邦議会では、上記1のイラン制裁延長法を除き、イラン制裁を目的とする法律は制定されていない。

但し、2017年1月3日より開始した第115連邦議会においては、以下を含むイラン制裁関連の法案や決議案が提出されている(Sで始まる番号は、上院に提出された法案番号、H.R.で始まる番号は、下院に提出された法案番号)。

1月3日	S.15	Iran Ballistic Missile Sanctions Act
1月3日	H.J.Res.10	Authorization of Use of Force Against Iran Resolution
1月9日	H.R.380	IRGC Terrorist Designation Act
1月9日	S.67	IRGC Terrorist Designation Act
1月12日	S.138	Preventing Destabilization of Iraq and Syria Act of 2017
1月12日	H.R.478	IRGC Terrorist Sanctions Act of 2017
1月13日	H.R.566	Terror-Free Skies Act
1月24日	S.227	Iran Nonnuclear Sanctions Act of 2017
2月1日	H.R.808	Iran Nonnuclear Sanctions Act of 2017
2月16日	S.420	A bill to require the President to report on the use by the Government of Iran of commercial aircraft and related services for illicit military or other activities, and for other purposes.

B. イラン制裁法令の執行、イラン関連の追加的制裁措置等

1. 追加的イラン関係者の資産凍結(SDN List掲載)

イランが2017年1月29日弾道ミサイルの発射実験を行ったことを踏まえ、米国財務省外国資産管理局(Office of Foreign Assets Control: OFAC)は2017年2月3日、イランの弾道ミサイル計画支援のための技術や物資の調達を行ったと認定した者、及び(国際テロ活動を行っている)と米国が認定しているイランのイスラム革命防衛隊(Islamic Revolutionary Guard Corps: IRGC)の特殊部隊(Quds Force: IRGC-QF)の代理人等としてIRGC-QFなどを支援をしていると認定した者(個人及び団体)に対し、既存の行政命令13224号(EO13224)(注2)及び行政命令13382号(EO 13382)(注3)に基づき、資産凍結等の制裁措置を科すこととなった旨公表した。これらの者は、2月3日付でSpecially Designated Nationals and Blocked Persons List (「SDN List」: 米国の制裁法令の規定に基づき、資産凍結や取引禁止措置の対象に指定された団体、個人等をOFACがとりまとめたリスト。主としてU.S. personは同リストに掲載された者と取引を行うことが禁止され、またリスト掲載者の資産が自らの管理下にある場合は、凍結等をすることが義務付けられている。)に掲載された。(注4)

2017年2月3日に資産凍結等の措置の対象となる者として指定された個人及び団体のリストへのリンクは、次の通りである。

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20170203.aspx>

米政府は、これらの措置は、イランの弾道ミサイル発射試験などの挑発的な行為や、中東における不安定化に資する行為に対して制裁を科すものであって、イランの核開発に対する制裁ではないことから、JCPOAの合意内容と一貫性を有し、それに違反するものではない旨の説明をしている。

2017年2月3日のイラン関係者に対する追加制裁は、テロ活動や大量破壊兵器拡散対策として以前に公布された上述の行政命令に基づくもので、トランプ政権として新たなイランに対する政策方針を示すものではなく、また、これまでの政策の一環としてイラン制裁のための新たな行政命令を公布したわけでもない。さらに具体的な制裁措置も、イランのミサイル開発や革命防衛隊を支援していたと思われる複数の個人(イラン人、中国人等)や団体が有する(米国の権限が及ぶ)資産凍結や、U.S. Personのこれらの者との取引禁止等に限られるなど、その実質的なインパクトは限定的なものと思受けられる。(注5)

(注2) 2001年9月23日に公布された行政命令13224号(EO13224)は、テロ活動を行う者及びその支援者の資産凍結等の制裁措置を規定するものである。

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/13224.pdf>

(注3) 2005年7月1日に公布された行政命令13382号(EO 13382)は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散者並びにこれらの者への支援者の資産凍結等の制裁措置を規定するものである。 <https://www.state.gov/documents/organization/135435.pdf>

(注4) 米財務省プレスリリースへのリンクは次の通り。 <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/as0004.aspx>

(注5) 但し、日本企業等のnon-U.S. personの立場にある者であっても、今回SDN Listに掲載された者を含め、その他SDN Listに掲載されている者に対して実質的な支援を行っていると思われるような目立った取引を行う場合には、米当局により制裁対象者に指定される等のリスクがあるので、イラン関係の取引を行う際には、これらのSDN List掲載者との取引をしないよう注意していく必要がある。

C. OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等

2016年6月1日以降、OFACは以下を含むイラン制裁関連の行政規則改正、一般許可(general license)等を公布するとともに、イラン制裁法令関連の法令遵守のための追加的ガイダンスの公表や、よくある質問(Frequently Asked Questions: FAQs)の改正・補足等をおこなっている。以下、これらのOFACの諸措置のうち、主要なものを時系列順に列挙する。

1. 特定の出版活動に関するガイダンス

イラン取引及び制裁規則(Iranian Transactions and Sanctions Regulations: ITSR)やキューバ資産管理規則等を含む、OFAC管轄下の複数の制裁関連規則では、情報(information)・情報資料(informational material)(注6)の輸出入関連の取引については、禁止や制限の対象外と規定されており、出版活動に必要なものでそれに付随する取引については、一般許可が与えられている旨規定している。但し、出版関連の取引に関する一般許可(Publishing GL)については、イラン等制裁対象国政府(その機関及びそれを代表する個人)が取引に関与する場合には、適用されないと規定している。

OFACは、2016年10月28日にこのPublishing GLの解釈につき、より具体的な事例を挙げながら、ガイダンスを公表し、(1)取引の相手がイラン等制裁対象国政府に形式上雇用されている個人であっても、そのような出版活動関連の取引相手が、政府活動の一環としてではなく、個人の立場で出版活動に従事する場合や、さらに、(2)取引の相手が形式上イラン政府等制裁対象国政府機関で働く個人であっても、そのような個人を雇用している機関の主要な機能が研究や教育である場合には、Publishing GLを利用して取引を行うことが認められる等の施行基準を明らかにした。(注7)

(注6) 情報又は情報資料には以下のものが含まれる。出版物(publications), 映画(films), ポスター(posters), レコード(phonograph records), 写真(photographs), マイクロフィルム(microfilms), マイクロフィッシュ(microfiche), テープ(tapes), CD(compact discs), CD ROMs, 芸術作品(artworks), 及び報道記事(news wire feeds)

(注7) https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/guidance_on_certain_publishing_activities.pdf

C. OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等 * 続き

2. 民間航空機の一時的滞在のためのイラン向け輸出に関する一般許可

OFACは、2016年7月29日に、non-U.S. person が一定の条件を満たす民間航空機をイランで一時的滞在させるために「輸出」することにつき、一般許可(General License J: GL-J)を与える旨公表した。一定の条件を満たす民間航空機とは、米国原産の固定翼の民間航空機、又は、米国原産の規制品目を10%以上含む米国外を原産とする固定翼の民間航空機であって、米国、イラン、北朝鮮、シリア又はスーダンで登録されていないこと等が含まれている。

GL-Jは主として、米国外の航空会社がイランへの旅客航空輸送サービスを提供するにあたり、事前にOFACの個別審査を受け許可を得る必要を無くそうとしたものであったが、イランの航空会社に発行されたフライト番号が付された航空機は対象外とされていた。

2016年12月15日、OFACは上記のGL-Jの一部を修正し、イランの航空会社に発行されたフライト番号が付された航空機であっても、他の全ての諸条件を満たしている場合には、一般許可制度によりイランへの民間航空サービスに利用できるようにした、GL-Jの修正版である一般許可(General License J-1: GL-J1)を公布した。(注8) これにより、米国外の民間航空会社が、イランの航空会社とコードシェアリング等のアレンジによりイランへの民間航空サービスを提供する際に、事前にOFACの個別審査を受け許可を得る手続きが不要となり、第三国とイランとの間の民間航空サービスの提供が、米国のイラン制裁の観点からはより容易になった。

なお、現行のITSRでは、U.S. personやnon-U.S. person による米国原産(又は米国原産の規制品目を10%以上含む米国外原産)の商業用旅客機及び関連部品やサービス等のイランへの輸出、再輸出、販売、リース、移転については、OFACが個別審査をし、事前許可を発行しなければ、現在でも原則として禁止されている。しかし、米国はJCPOAでコミットをした制裁緩和措置の一環として、商業用旅客機のイラン向け輸出については、2016年1月16日の実施日以降、前向きに審査をする旨の方針(注9)を発表しており、一部報道によれば、OFACはボーイング社とエアバス社によるイラン向け商業用旅客機の輸出につき、2016年9月に個別許可を与えたと伝えられている。(注10)

(注8) General License J-1, Authorizing the Reexportation of Certain Civil Aircraft to Iran on Temporary Sojourn and Related Transactions.
https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/iran_glj_1.pdf

(注9) Statement of Licensing Policy. https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/lic_pol_statement_aircraft_icpoa.pdf

(注10) 2016年9月21日付Bloomberg記事等参照。

C. OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等 * 続き

3. 米司法省の自発開示等に関するガイダンスの公表

米司法安全保障部(U.S. Department of Justice, National Security Division)は、2016年10月2日付で、会社等の法人が関与する、米国の輸出管理及び経済制裁法令(の違反行為等)に関する、自発開示(Voluntary Disclosures)、捜査当局との協力、改善のための対応策・善後措置等に関するガイダンス(Guidance Regarding Voluntary Disclosures, Cooperation, And Remediation in Export Control and Sanctions Investigations Involving Business Organizations)を公表した。(注11)

4. OFACによるFAQの補足(2016年10月7日)

OFACは2016年10月7日、JCPOAの実施日到来に伴い米国が実施しているイラン制裁の緩和内容に関する「Frequently Asked Questions (FAQ)」「よくある質問」の内容の一部を補足した。

米政府は、イラン側の「JCPOA実施日の到来にもかかわらず、西側諸国のイランとの経済取引が、当初期待されたほど進んでいないのは、米政府がJCPOAの精神に反し、依然としてイラン制裁法令を厳しく執行しようとしているためだ」との批判に応えるべく、これまで不明確であった、実施日の到来により行われている制裁緩和により認められることとなった金融取引の内容や、non U.S. person等がどの程度までdue diligenceを行うべきか等の基準を、より明確にしようとした。

10月7日に公表された、よくある質問(FAQ)の補足部分のポイントは、次の通り。

C.7. 外国の金融機関のドル建決済等の取引の扱い

2016年10月7日より前のFAQでは、「外国の金融機関は、イランの関係者が関与している米ドル建ての取引の処理を行うことが許可されるのか」との設問に対し、OFACの回答は、「外国の金融機関は、イラン取引制裁規則により一般に許可されているか、特別に許可を得ているものを除き、イランが関与するドル建ての取引を米国の金融機関を通じて処理しないよう引き続き注意すべきである」旨の内容となっていた。

(注11) <https://www.justice.gov/nsd/file/902491/download>



C. OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等 * 続き

しかし、2016年10月7日の回答では、外国の金融機関は、米国外で(イラン政府やイラン中央銀行、NIOC等を含め)イラン等が関与する米ドル建ての取引を処理したり、(イラン等が関与する米ドル建ての)口座の開設を行うことは認められるが、そのような取引や口座関連の活動は、米国の金融制度、U.S. person、またはSDNリスト掲載者を直接または間接的に関与させるものであってはならない旨の補足をした。

これにより、米国外の邦銀等を含む外国の金融機関は、米ドル建ての取引に関連する金融サービスを提供しても、関連の取引が全て米国外で完結するかたちで行われ、SDNリスト掲載者等も関与せず、米国の金融機関を関与させるものでない限り、米国の制裁対象となるリスクは避けられることがより明確になった。(注12)

この回答内容は、それ以前のOFACの基本的立場を本質的に変更するものではないが、説明の仕方をより明確にし、米国外の取引で、かつその他の一定の条件が満たされれば、ドル建ての取引をしても米国の制裁対象とはしない、とのポイントを全面に出そうとしたものと推測される。

C.15 米国金融機関が扱うことができる外国金融機関のイラン関係取引の範囲

10月7日より前のFAQでは、「米国の金融機関は、非米国、非イランの金融機関であって、(SDNリストに掲載されていない)イランの金融機関とコレポン関係を維持している外国の金融機関と、(コレポン口座の開設、維持等を含め)取引を行ってよいか」との設問に対し、OFACの回答は、原則としてそのような取引は認めるが、外国の金融機関は、「イラン関連の取引(Iran-related transactions)」を米国の金融機関を経由したり、又は、U.S. personを関与させて行うことは、(それがイラン取引制裁規則により一般に許可されているか、特別に許可等を得ているものでない限り)引続き禁止されている、旨の回答となっていた。

このようなOFACの回答を踏まえ、外国の金融機関は、「『イラン関連の取引』の表現が曖昧であり、解釈によっては、イランの当事者が直接関与する取引のみならず、イランとの取引により得た資金を利用した、(イランの関係者が直接関与しない)その後の取引も、米国の制裁対象となり得るリスクがある」との警戒心から、米当局に不要な誤解を招かないようにするため、米国外の取引であっても、イランの当事者との取引に対して金融サービスを提供することに消極的な方針を維持しているところがあった。

(注12) 但し、金融関係者の中には、米国外であっても、サービスを提供するための通貨として米ドルを用いる場合には、米ドル決済の流れが絶対に米国の金融機関を経由しないと的制度を保証することは容易ではなく、依然としてイラン関連の取引につきドル建の金融サービス支援をすることにはリスクが伴う、と懸念する者もいる。

C. OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等 * 続き

しかし、2016年10月7日に補足された内容では、「イラン関連の取引(Iran-related transactions)」との表現が、「イランが関与する取引(transactions involving Iran)」という表現に変更された。これによりOFACは、「外国の金融機関は、イランの当事者が(契約の当事者といったような形で)取引に関与するものでなければ、(例えば、イランとの取引により得た収益を利用した、別のイラン関係者が直接係わらない取引などというような)イランが間接的に関連するとも見られ得るその他の取引を、米国の金融機関を経由して行ったり、U.S. personを関与させて行うことは認められる」とのメッセージを発信しようとしたものと推測される。

M.10. Non-U.S. person による、SDN List掲載者が所有又は支配する相手方との取引の適否

新たなFAQの設問として、「non-U.S. person は、その取引の相手方がSDN Listに掲載されていない者であれば、その半数未満がSDN リストに掲載されている者により所有または支配されている者であった場合でも、そのような(SDN Listに掲載されていない)者と取引を行うことは、制裁の対象とならないのか」との趣旨の設問が加えられた。

これに対しOFACは、non-U.S. personの取引の相手がSDN Listに掲載されていなければ、(その半数未満がSDN List掲載者により所有されていたり、SDN List掲載者により支配されている者であっても)米国の制裁対象となるとは限らない。但し、そのような取引にSDN リスト掲載者を関与させないよう注意しなければならない、旨の回答をしている。

M.11. Due Diligenceをすべき対象範囲

新たな設問として、「non-U.S. person が取引相手の候補であるイラン側の関係者につきdue diligence行う場合には、SDN Listの掲載者であるか否かをチェックすれば十分か」との問が加えられた。これに対する回答としてOFACは、「SDN Listのチェックは当然期待されていることであるが、必ずしもそれだけ行えば十分であるとは限らない。その他、自国の当局のdue diligence に対する期待度等も考慮すべきであり、due diligenceをおこなった記録も保持すべきである」としている。

M.12. 外国(非米国)の金融機関が顧客関連の取引で行うべきdue diligenceの範囲

新たな設問として、「OFACは、非米国の金融機関が、その(non-U.S. personの立場にある)顧客が取引をする相手先となるイラン側の当事者に対してまでもdue diligence を行うことを期待しているのか」との質問が加えられた。

これに対する回答として、「OFACは、非米国(外国)の金融機関が、その顧客に対してdue diligenceを行うことは望ましい実務上の処理方法(a best practice)であると考えますが、そのような顧客が既に行ったdue diligence を繰り返すことまでは期待していない。非米国の金融機関が顧客の取引との関係で、如何なる役割を果たすことになるのかにより、適切なdue diligence のレベルを判断すべきで、自国の監督機関とも、期待されているdue diligenceのレベルにつき協議すべき」旨コメントしている。

C. OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等 * 続き

5. OFACによる(スナップバック関連)FAQの補足(2016年12月15日)

OFACは、米大統領選挙(2016年11月8日)後の2016年12月15日、FAQのなかですでに触れられていたスナップバック(制裁の復活)に関するコメント内容を、さらに補足した。12月15日に補足されたポイントは次の通りである。

M.4. スナップバック以前の活動に対する制裁

実施日後スナップバックが発生するまでの間に、法令に従って行われた活動(legitimate activities)に対して、スナップバック時に復活する制裁措置が遡及して適用されるのか、との問に対し、遡及されない、との点を再確認した。その後触れられていた「米政府はこれまでも、制裁発動後それ以前の合法的な活動に対する影響を最小限に食い止めるよう努めてきた」との趣旨の部分は、このあとに続くM.5.でも述べられていたため、重複を避ける観点から2016年12月15日に削除された。

M.5. 制裁が復活した場合、残務処理のために認められる必要な期間

制裁が復活されることとなった場合、(それ以前に合法的に行われていた取引の)残務処理を行うための時間的余裕が与えられるか、との質問に対し、12月15日には、以下のポイントを含む補足がなされた。

- (1) 米政府は、制裁を科すこととなった場合、米国や第三国の企業が制裁前に合法的に行っていた取引への悪影響を最小限に食い止めるために、これまでも配慮してきた経緯があるので、今後スナップバックが生じた場合も、同様の対応をすることを期待(anticipate)している。
- (2) 一般に、JCPOAで緩和された制裁措置のスナップバックが生じた場合、米政府は、非米国、非イランの第三国の者が、スナップバック前に書面による契約又は合意に基づき行われた、JCPOAで制裁緩和となったものと一貫性のあるイラン国内の活動(operations)やイランが関与する事業(business)については、残務処理(wind down)を行うための期間として180の猶予期間をあたえることとなろう。
- (3) スナップバックが生じた時点で、非米国、非イランの第三国の者が、書面による契約等に基づいて、イラン側の当事者に対する物品やサービスの提供を全て終了していた場合には、米政府は、そのような第三国の者(注13)が契約の規定に従って、既に提供された物品やサービスに対する支払いを(イラン側の当事者より)受け取ることを認めることとなろう。
- (4) スナップバックが生じた時点で、非米国、非イランの第三国の者が、書面による契約等に基づいて、イラン側の当事者に対し、貸付や信用を供与しており、イラン側がそのような第三者に対して債務返済の義務を負っている場合には、米政府は、そのような第三国の者が、書面による契約に従って、イラン側の当事者より債権の回収等返済を受けることを認めることとなろう。
- (5) ただし、(3)や(4)の場合であっても、OFACより許可されたものでない限り、一般にU.S. person や米国の金融機関を関与させてはならない。

(注13) したがって、イラン側の当事者は、第三国の者に提供した物品やサービスに対する支払いを、スナップバック後得られるとは限らない。

C. OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等 * 続き

- (6) スナップバックが生じたことにより、OFACがそれ以前に発行していた、一般許可(general license)又は特別許可(specific license)が取消しとなった場合には、U.S. personやU.S. personにより所有又は支配されている外国の法人が、OFACの許可内容に従って行っていたイランにおける活動やイランが関与する事業に関する残務処理を行い、物品やサービスの提供が終了しているものに対して、書面の契約に従って支払い等を受けるため、180日間の猶予期間を与えることとなる。
- (7) イランにおける活動やイランが関与する事業の残務処理に必要な物品やサービスを除き、スナップバックが生じた日以降、イラン側の当事者に対して、追加的な物品やサービス又は追加的な貸付又は信用の供与等を行うことは、スナップバックより前に締結した書面による契約に基づくものをも含め、規則適用の例外となるもの、OFACにより許可されたもの、その他制裁対象とならないものを除き、米国政府による制裁措置の対象となり得る。
- (8) 米政府は上記で想定されていないものがあれば、具体的事案ごとに検討し判断を下すこととなる。
- (9) JCPOAに基づき緩和されている制裁措置の一部又は全部がスナップバックにより復活することとなる場合には、OFACはウェブサイトで追加的なガイダンスを発表することとなる。

6. 農産物、医薬品、医療機器のイラン向け輸出緩和のための行政規則改正

OFACは2016年12月23日、イラン向けの農産物(agricultural commodities)、医薬品(medicines)、及び医療機器(medical devices)の輸出基準を緩和するため、ISTRの一部改正を行った。同改正内容は、即日公布され発効した。(注14)

7. 米制裁法遵守に関連する助言等のサービス提供に関するガイダンス

OFACは2017年1月12日、米国の制裁法の下での諸義務に関する助言等サービス提供に関するガイダンス(Guidance on the Provision of Certain Services Relating to the Requirements of U.S. Sanctions Laws)(注15)を公布した。

8. 医薬品及び医療機器のイラン向け輸出又は再輸出に関する一般許可の改訂

OFACは2017年2月2日、医薬品及び医療機器のイラン向け輸出又は再輸出に関する一般許可の改訂を公表した。(注16)

(注14) https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/fr81_94254.pdf

(注15) https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/compliance_services_guidance.pdf

(注16) https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/iran_gl_med_supplies.pdf

D. トランプ新政権の動き

大統領選挙運動期間中、当時のトランプ候補は、イランとの合意内容は「悪い取引内容(bad deal)」であり、「自分が大統領になったらイランと再交渉をする」とか、「破棄する(dismantle)」、「悪いディールからは撤退(walk away)する」などというように、オバマ政権の対イラン政策を批判する趣旨の発言を繰り返していた。しかし、他の多くの「選挙公約」と同様に、対イラン政策やイランとの核合意につき、具体的に如何なる措置をとるのかについては、何ら明言していなかった。

2017年1月20日のトランプ新政権発足以降、トランプ大統領やその側近は、イランとの核合意につき、明確に「破棄する」「撤退する」「再交渉をする」というようなコメントはしていない。

イランが2017年1月29日、トランプ政権が発足したあと、初めての弾道ミサイル発射試験を行ったが、これを受け、トランプ政権は2月2日、イランに対応する米国の強い意思を「通告する(put on notice)」旨のコメントをした。これに続きOFACは、上述の通り2月3日、イランの弾道ミサイル計画支援のための技術や物資の調達を行ったと認定した者、及び(国際テロ活動を行っている米国が認定している)IRGC-QFの代理人等としてIRGC-QFなどを支援をしていると認定した者(個人及び団体)に対し、資産凍結等の制裁措置を科すこととなった旨公表し、これらの者を同日付でSDN Listに追加記載した。しかし、トランプ政権は、これを機会に同政権としての対イラン新政策や新方針を明確に示しておらず、また、イランのミサイル発射実験に対抗してとられた制裁措置も、既存の行政命令に基づきとられたもので、限定的な内容となっている。

米国の対イラン制裁に取り組む方針を決定する上で主要な役割を果たすのは、通常ホワイトハウス(米大統領、国家安全保障担当補佐官)、国務省及び財務省であるが、トランプ政権発足後も、JCPOAの扱いを含むイラン制裁や米国の対イラン政策全般にわたり、何ら明確な新方針や具体策が明らかにされていないのは、イラン制裁や対イラン政策を固める上で決定的に重要な役割を果たすこととなる新国家安全保障担当補佐官(注17)、国務長官(注18)、財務長官(注19)といった全ての主要ポストがいずれも就任したばかりであり、十分にトランプ政権としてとるべき対イラン戦略や、それを実現するための手段である経済制裁を如何にすべきか等につき、十分な検討がなされていないためと推測される。

(注17) Lt.Gen.H.R. McMaster氏は、2017年2月20日、2月13日に辞任したフリン氏の後任として、国家安全保障顧問のポストに指名された。

(注18) Rex Tillerson氏は、2017年2月1日、正式に国務長官に就任。

(注19) Steven Mnuchin氏は、2017年2月13日、正式に財務長官に就任。



E. 州レベルでのイラン制裁法

現在、米国では以下の(DCを含む)26の州レベルで、イラン制裁を目的とする何らかの州法が制定されている。

Arizona	Illinois	Minnesota	Oregon	Texas
California	Indiana	Mississippi	Pennsylvania	Utah
Colorado	Iowa	Nevada	Rhode Island	
Connecticut	Louisiana	New Jersey	South Carolina	
District of Columbia	Maryland	New York	South Dakota	
Florida	Michigan	North Carolina	Tennessee	

これらの州レベルでのイラン制裁法令では、州の資金(州公務員の恩給等のために運用されている資金等)を用いた、イランでの事業に従事している者(株式会社等の法人)の株式の購入や保有をすることを禁止するもの(divestiture)や、イランでの事業に従事している者が州政府等公的な調達手続きに参加すること等を禁止するものがある。

これらの州レベルによるイラン制裁法令は、包括イラン制裁法(Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010)による授權に基づくものであり、連邦法上にその法的根拠を有するものである。そのため、米行政府がその当事者となっているJCPOAのような各国行政府間レベルの(一種の)国際行政協定が存在したとしても、包括イラン制裁法の改正や廃止等により連邦法上の根拠がなくなったり、あるいは米国が締約国となり議会の批准を受けた条約等が締結されない限り、州レベルのイラン制裁法令が自動的に無効となるわけではない。JCPOAでは、米連邦行政府が州政府に対して、JCPOAと一貫性を有するように州レベルのイラン制裁法令の改廃を働きかけるとされているため、オバマ政権時代は、国務省が各州に対して、イラン制裁関連法の撤廃を働きかけていたが、現時点で一般に州レベルで自発的に州のイラン制裁法令を改廃しようとする積極的な動きは見られない。

また、州レベルでのイラン制裁法令は、包括イラン制裁法に加えて、連邦のイラン制裁法をその根拠としているところが多く、連邦のイラン制裁法は、上述の通り2026年12月31日まで延長されたことから、州レベルでのイラン制裁法令は、米国の対イラン関係が急激に好転しない限り、当面継続するものと思われる。



F. イランによる弾道ミサイルの試験

1. 経緯

イランは、2015年7月14日JCPOAによる西側諸国等との核合意に至った後も、複数回弾道ミサイルの試験を行っている。2017年1月20日にトランプ大統領新政権が発足した後の2017年1月29日にも、イランはミサイルの発射試験を行っている。このようなJCPOA後のイランによるミサイル発射試験につき、オバマ政権は、イランの挑発的な行為は中東の不安定化に寄与するものであるが、JCPOAの合意内容には違反しない旨の立場をとっていた。対してトランプ政権は、2017年1月29日のミサイル発射試験の直後、これを受け2017年2月3日、イランに対する追加的制裁措置として、イランの弾道ミサイル計画支援のための技術や物資の調達を行ったと認定した者、及び(国際テロ活動を行っている)IRGC-QFの代理人等としてIRGC-QFなどを支援していると認定した者(個人及び団体)に対する、資産凍結等の制裁措置を科すこととなった旨公表し、これらの者は同日付でSDN Listに掲載された。

2. JCPOAとの整合性

JCPOAは、イランの核関連の開発計画が平和目的のみに限定されることを確保し、イランが核兵器を求め、開発し又は取得しないことを約束させるものであるが、(注20)イランのミサイル開発を含む核開発の分野以外の分野における活動については、何らイランを制約するものではない。(注21)

従ってJCPOAの中には、イランの弾道ミサイル技術取得や開発については、それを禁止したり制限をするような規定は何ら含まれていない。よって、米国を含めJCPOAの当事国は、イランが弾道ミサイル開発をすることや、そのための発射試験を行うこと自体は、JCPOAの規定に直接違反することにはならないとの立場をとっている。

(注20) JCPOAの一般条項パラグラフii及びiii。

(注21) なお、JCPOAの当事者となっているイラン以外の諸国等も、イランの核開発計画に関連した各種制裁措置につき、イランがJCPOAで約束した内容を実施することを条件に、その解除又は緩和を行うことを約束しているが、イランのミサイル開発等、核開発計画とは直接関連しない活動に対して科している制裁については、何らその解除や緩和を約束するものでもない。



F. イランによる弾道ミサイルの試験 * 続き

3. 国連安保理の決議との整合性

2010年6月9日に採択された国連安保理決議1929は、「イランは、弾道ミサイル技術を使用した発射を含め、核兵器運搬能力を有する弾道ミサイルに関連する如何なる活動も行ってはならない」旨規定し、イランの弾道ミサイル実験等を明確に禁止するとともに、加盟国に対して、そのようなイランの活動に関連した技術の移転や技術支援を防ぐために必要な全ての必要な措置を講じることを義務づけていた。(注22)

しかし、2015年7月20日に採択された国連安保理決議2231では、JCPOAを承認(endorse)するとともに(注23)、イランの核兵器運搬能力を有する弾道ミサイル実験等を明確に禁止していた上記の国連安保理決議1929を終了させ、同時にその付属文書Bで、「イランは、JCPOA採択日から8年目にあたる日、又は、IAEAがBroader Conclusionを確認する報告書を提出する日のいずれか早い日までは、弾道ミサイル技術を使用した発射を含め、核兵器運搬能力を有する弾道ミサイルに関連する如何なる活動をしないう要請する(called upon not to undertake)」(注24)旨規定するにとどまった。

イランは、このような国連安保理採択決議の規定内容を踏まえ、国連安保理は、イランによる弾道ミサイルの発射等を明確に禁止するものではないので、弾道ミサイルの発射の試験をおこなっても、安保理の決議に反するものではない、との立場をとっている模様である。

これに対し、米国は、安保理決議2231では、イランがJCPOAで規定されている特定の条件が満たされる日までは、弾道ミサイルに関連した如何なる活動をもしないよう呼びかけているにもかかわらず、弾道ミサイルの発射実験を繰り返すことは、国連安保理決議2231の精神に反するものとして批判している。

(注22) 国連安保理決議1929、パラグラフ9。

(注23) 国連安保理決議2231、パラグラフ1。

(注24) 国連安保理決議2231付属文書Bパラグラフ3。

Ⅱ. 主要なポイント解説～Q&A

【Q1】 現行の米国の対イラン制裁法令の下で、U.S. person(注25)は、現在でもイランや(イラン国内外を問わず)イラン政府機関や関係者との取引を行うことは原則として禁止されていると理解しているが、non-U.S. person(注26)であれば、基本的にイランやイラン政府と取引を行うことは米国の制裁法令に抵触しないと理解して問題ないか。もし、現在でも米国のイラン制裁法令遵守上non-U.S. personとして注意すべきことがあれば、ポイントをわかりやすく説明してほしい。

【A1】

1. 現行の米国イラン制裁関連法令の下では、JCPOA実施日後の現時点においても、non-U.S. personが主として以下を含むイラン関連の取引等に関与したと米当局が然るべく認定した場合には、米国法令に基づく所定の制裁措置や、その他の罰則等適用の対象となり得る。(注27)
 - (i) テロ活動者又はテロ活動者を支援する取引、活動等、(注28)
 - (ii) イラン政府による人権侵害に寄与する取引、活動等、(注29)
 - (iii) 大量破壊兵器(WMD)又は(弾道ミサイル等)その運搬手段の拡散に寄与する取引、活動等、(注30)
 - (iv) シリア国内、又は、シリア政府の人権侵害に関与している者を支援する取引、活動等、(注31)
 - (v) イエメンの平和、安全、又は、安定を脅かす者を支援する取引、活動等、(注32)
 - (vi) SDN Listに掲載されているIranian person(注33)との取引、活動等、(注34)
 - (vii) IRGC及びその指定された代理人若しくは関連者(designated agents or affiliates)に対する支援、それらとの取引等、(注35)
 - (viii) 黒鉛、アルミ及びスチール等の特定の金属原料並びに半製品金属のイランとの取引等、(注36) 又は、
 - (ix) 米国でイラン向けの輸出・再輸出が規制対象となっている米国原産の品目(物品、ソフトウェア、技術を含む)又は、そのような米国原産の品目を含む第三国製の品目の、第三国からイランへの再輸出。

【A1】* 続き

2. 上記1.の現行の米国のイラン制裁に関連する法令の枠組みを踏まえ、日本法に基づき設立され、日本国内に取引活動の本拠地を持つ株式会社等のようなnon-U.S. personの立場にある者が、イラン国内の当事者と何らかの取引を行うに際しては、少なくとも以下の諸点につき注意すべきである。
- (a) 当該取引に(自社の取締役や従業員等をも含め)U.S. personを関与させないこと。
 - (b) 当該取引のための契約や決済用の通貨として、極力米ドルの使用を避けること。
 - (c) 当該取引が米国のイラン制裁法令に抵触しないことを担保するため、検討しているイラン側との取引が上記1で列挙されているいずれの項目にも該当しないことを、事前調査(due diligence)を行う過程で確認し、確認した結果を記録に残しておくこと。
 - (d) 当該取引に係る契約書の中で、イラン側の当事者がSDN List掲載者に所有又は支配されておらず、また、その他米国等のイラン制裁法令で制裁対象となるような取引に資する者ではないことにつき、先方より表明(representations)と保証(warranties)を得ておくこと。
 - (e) リスク管理のために契約期間中の中途解除ができるよう、当該取引に係る契約書の中で、適切な条項を含めておくこと。

(注25) U.S. personとは、米国市民、米国永住権者、米国の法律又は米国の管轄権が及ぶ法域の法律に基づき設立された法人(その米国外の支店を含む)、又は、米国内に存在する者を意味する(31 CFR 560.314.)。よって、米国市民及び米国永住権者は、その居住地、所在地を問わず常にU.S. personとなる。また、日本の会社(J社)の米国における子会社、支店及び営業所並びにこれら米国内の拠点に勤務する従業員は常にU.S. personとなる。更に、J社及び米国外のJ社の海外現地法人、支店、営業所等に帰属している従業員も、米国内に出張等で訪問中の場合、米国に滞在しているU.S. personとなる。U.S. personは、現在でも原則としてイラン関連の取引に関与することが禁止されている。

(注26) Non-U.S. personとは、U.S. personに該当しない者(個人又は法人)を意味する。

(注27) なお、ここで列挙した一連の項目に加え、イラン関連の取引については、状況によっては米証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission: SEC)に対して、開示を行う義務の対象となる場合がある。より具体的には、イラン脅威削減及びシリア人権法 (Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012: TRA) のSection 219により改正された1934年証券取引所法のSection 13 では、年次(annual)又は四半期ごと(quarterly)にSECに報告書の提出を義務付けられている証券発行者(issuer)が、イランのエネルギー部門や武器部門に関連する活動に従事したり、イラン政府の大量破壊兵器開発やテロ組織への支援、国連安保理による制裁対象となっている者等に関連する活動等に、承知しつつ(knowingly)関与した場合には、その内容を開示することが義務付けられている。証券発行者は、自らがこのような活動等に従事した場合のみならず、その関連企業(affiliates) がイラン関連の活動等に従事した場合にも、報告書の中で開示することが義務づけられている。したがって、例えば日本の法人たるJ社の関連企業(A社)が、米国での上場等のために証券を発行するなどしてSECに報告書を提出する義務を負うこととなった場合において、J社の第三国(例えば、アラブ首長国連合)にある子会社(B社)が、イラン国内外でイラン政府と何らかの取引を行うようなことがあれば、A社がSECに対して報告書を提出する際に、B社のイラン関係の取引の開示を行うことが義務付けられることになる。

【A1】* 続き

- (注28) 米国民の安全の脅威となったり、米国の安全保障、外交、又は経済の脅威となるテロ活動に従事したと認定された者(テロリスト)、又はそのようなテロリストに支援を行ったと認定された者は、主として2001年9月25日に公布された行政命令13224号(EO13224)に基づき、米国の管轄権下の資産凍結等の制裁対象となり得、また、U.S. person はそのような者と取引を行うことが原則として禁止される。
- (注29) イラン国民に対する人権侵害行為、そのための物資、技術サービス等の提供等による支援、イラン国内の検閲活動等に寄与したと認められた者は、主として、行政命令13553号(EO13553)、行政命令13628号(EO13628)等により、米国による制裁措置の対象となり得る。
- (注30) 生物、化学、核兵器等の大量破壊兵器及び(弾道ミサイル等を含む)それらの運搬手段の拡散に寄与したと認められた者等は、主として行政命令12938号(EO12938)、行政命令13382号(EO13382)等により、米国の制裁措置の対象となり得る。
- (注31) シリア国内の弾圧行為を含む人権侵害に寄与したと認められた者、又はそのような者に対する支援者と認められた者(この中には、Islamic Revolutionary Guard Corps -- Qods Forceも含まれる)等は主として、行政命令13572号(EO13572)、行政命令13582号(EO13582)等により、米国による制裁措置の対象となり得る。
- (注32) イエメンの平和、安全、若しくは安定を脅かしていると認められた者、又はそのような者に対する支援者と認められた者等は、主として行政命令13611号(EO13611)により、米国の制裁措置の対象なり得る。
- (注33) Iranian personとは、イラン国籍を有する個人又はイランの法律に基づき設立された法人その他イラン政府の管轄権に服する法人を意味する。
- (注34) Iran Freedom and Counter-Proliferation Act of 2012 (IFCPA), P.L. 112-239, Section 1244(c)(1)(A), 1244(c)(2)(C)(iii)では、SDN Listに掲載されている如何なるIranian personの如何なる活動又は取引に対して、承知しつつ、重要な金融、物的、技術的、若しくはその他の支援をしたり、又は、物品若しくは役務を提供して支援をする者は、資産凍結等の制裁の対象になり得ると規定している。
- (注35) TRAのSection 302では、米大統領は、IRGC、その幹部、代理人、又は関連者に対して、承知しつつ、実質的な支援等を行ったと認定された外国の者に対し、様々な制裁措置をとり得る旨規定している。
- (注36) IFCPA, Section 1245(d)では、特定の金属等に関する取引(輸出、輸入、提供等)を、承知しつつ、イランと行った者に対し、制裁を科し得る旨規定している。



【Q2】 2016年の大統領選挙期間中、当時のトランプ候補は、オバマ大統領が他の国連常任理事国等とともにイランと交渉し、合意に達したイランの核問題に関するJCPOAは「最悪のディールであり破棄する」と述べた経緯がある。その後、トランプ氏は2016年11月の大統領選挙で勝利をおさめ、2017年1月20日に第45代の米大統領に就任したが、トランプ新政権が発足したあと、米国のイラン制裁はどうなる見込みなのか。

【A2】

トランプ新政権は、発足してから一ヶ月経過したが、米国の対イラン制裁に取り組む方針を決定する上で、主要な役割を果たすことが期待されるホワイトハウス(国家安全保障担当補佐官)、国務長官、及び財務長官が就任したばかりであるため、JCPOAの扱いを含むイラン制裁や米国の対イラン政策全般にわたり、何ら明確な新方針や具体策が明らかにされていない。

一部報道で伝えられるところによれば、トランプ政権に対して様々な利害関係諸国やロビイング団体から、「米国が一方的にJCPOAを破棄したり、そのコミットを反故にして対イラン制裁を強化することは、かえってイラン側に核計画の再開をする根拠を与えることとなるので、総合的に見て米国の国益につながらず、米国はイラン側のJCPOAの約束違反が確認された時点で、イランに対する制裁を再強化するのが得策である」との見解が伝えられている模様である。

いずれにせよ現時点においては、トランプ政権が何の前触れもなしに突然JCPOAのコミットを破棄し、non-U.S. person によるイランとの取引に対する制裁を復活させるような兆候は見られない。



Q3. 米国籍を持つ社員の取引関与について

【Q3】 当社は、日本の法人(株式会社)であり、日本に本社を有していることから、non-U.S. personに該当する。この場合、日本の本社がイランとの取引を行っても、一般に(イランのSDN List掲載者との取引や、大量破壊兵器拡散支援等といった特定の問題となる取引をしない限り)、米国の制裁対象にはならないと理解している。しかし、当社の取締役や社員の中には、米国籍を持った個人がいる。そのような者はどの程度まで、当社のイランとの取引に関与させて良いのか。

【A3】

1. ITSR(注37)では、別途法令又は米当局が発行したライセンス等により許可、承認等されていない限り、U.S. personがイラン又はイラン政府との何らかの取引を行うことは、原則として禁止している。(注38)
2. また、ITSRでは、外国の者により米国外で行われる取引についても、仮にその取引がU.S. personにより行われれば禁止されるものである場合には、U.S. personが当該取引につき、承認(approve)、融資その他の財政的支援(finance)、便宜供与(facilitate)、又は、保証(guarantee)を行うことも禁止している。(注39)かかる規定を踏まえ、米財務省は、U.S. personがイラン関連取引に間接的に関連することを禁止する一環として、U.S. personの行為、行動、活動等が、non-U.S. personによるイラン関連の取引に関連し、何らかの便宜供与・支援活動となり得る場合には、かかる行為、行動、活動等は原則として禁止するとの厳格な解釈をする姿勢を維持していた。
3. 他方、米財務省は、JCPOAの実施日の到来に伴う米国のイラン制裁関連法令の緩和措置の一環として、U.S. personたる米国の法人が米国外の法律に基づき米国外で設立された(non-U.S. personの)法人を所有・支配する場合には、そのようなU.S. personの所有・支配下にあるnon-U.S. personたる外国法人等のイラン関連の取引を、一定の条件の下に承認するための一般許可H(General License H: GL-H)(注40)を発行した。
4. このGL-Hの発行に伴い、U.S. personである米国の法人(及びその幹部たる米国籍を有する個人)が、定義上non-U.S. personとなる米国外の子会社や関連会社の機関決定、その他の活動や取引に、どの程度まで関与することが認められるのか、との点を明確にする必要が生じたため、OFACは、この問題に対処するための非公式なコメントを、「よくある質問」に対する回答の形式で公表した(JCPOA-FAQ)(注41)。

(注37) 31 CFR Part 560.

(注38) 31 CFR 560.201, 560.203, 560.204, 560.206, 560等。

(注39) 31 CFR 208.

(注40) https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/iran_glh.pdf

(注41) Frequently Asked Questions Relating to the Lifting of Certain U.S. Sanctions Under the Joint Comprehensive Plan of Action (JCPOA) on Implementation Day.
https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/jcpoa_faqs.pdf

[A3] * 続き

5. 上記4のJCPOA-FAQの関連質問に対するコメントとして、OFACは、要旨以下の通り非公式な見解を述べている。
- (1) 一般に、外国の法人により雇用されているU.S. person 又は外国法人の取締役会の役員となっているU.S. personは、別途（米当局のライセンス等により）許可されている範囲内を除き、当該外国法人の全てのイラン関係のビジネスに関与しないようにするか(must be recused)、又は遮断(walled off)されなければならない。(JCPOA-FAQ K.20.)
 - (2) 外国の法人は、U.S. personをイラン関連のビジネスに関与させないこととする方針を実施する手段として、個別具体的なイラン関連の案件の内容を検討した上で、関与するかしないかを判断する方法(case-by-case abstentions)によるのではなく、イラン関連のビジネスであれば包括的に一切関与させないとの方針(blanket recusal policy)を採用するのが望ましい。(JCPOA-FAQ K.20.)
 - (3) U.S. personは、当該U.S. personが(従業員又は取締役等の立場で接点を有する)外国の法人が、イランに関連しない取引やビジネス、その他の活動に従事しているのであれば、そのような外国法人のイランに関連しない取引やビジネス、その他の日常の活動に関与することができる。(JCPOA-FAQ K21.)
 - (4) U.S. personは、当該U.S. personが(従業員又は取締役等の立場で接点を有する)外国の法人から、イラン関連の具体的な取引の内容に関する情報や報告を受領することは認められるが、そのような情報や報告に基づき、当該外国法人のイラン関連活動に何らかの関与をすることは認められず、また、イラン関連のビジネスに関する当該外国法人の決定に何らかの影響を及ぼそうとすることも認められない。(JCPOA-FAQ K22.)
6. 上記5.で述べた米当局の非公式見解の趣旨を踏まえれば、non-U.S. personたる日本の法人の経営陣の一部(例えば、株式会社の取締役等)としてその経営に関連するU.S. personや、日本の株式会社に直接雇用されそのために勤務するU.S. personについては、「イラン関連の取引には原則として一切関与させない」との方針を採用した上で、実際としても、イラン関連の取引に関する経営上の決定や、イラン関連の取引に寄与する具体的仕事や作業には関与させないようにするのが、これらのU.S. person及び日本の法人の、リスク管理上最も安全な対策である。(注42)
7. 但し、日本の法人が、その経営陣の一員又は従業員等の立場にあるU.S. personの個人と、イラン関連の取引に関する情報を共有すること自体は、そのような情報の共有により、U.S. personが日本法人のイラン関連の取引につき関与したり、その他、何らかの影響力を行使することにならない限り、直ちには法令違反とはならない。いずれにせよ、会社の方針として、潜在的リスクを認識しつつも、情報の共有までは認めるとする場合でも、U.S. personが日本法人のイラン関連の取引に関与したり、その他、何らかの影響力を行使することを防止する体制を構築し、法令遵守のための安全策を講じておくことが望ましい。

(注42) 会社の方針を明確化するための具体的な手段としては、会社の規模、関係者の数、等を含む要素により、以下を含む様々な方法があり得る。

- (a) 取締役会の決議により、文書化したイラン関連ビジネスの扱いに関する会社の方針・手続きを採択する。
- (b) 法務部門の社内メモ等を会社の関係部署に配布する。
- (c) 社内のコンプライアンスマニュアル等に、米国の制裁対応に関するセクションを設け、社内訓練等の場で説明する。

【Q4】 Non-U.S. personであっても、イランとの取引を行う場合には、米ドルは使用すべきでないと聞いているが、例えば、イランとの関係者と契約書を用意する場合、取引額を米ドル表示したり、契約に基づく取引の決済用の通貨として、米ドルを指定することも米国のイラン制裁法令で制裁対象となるのか。

【A4】

1. Non-U.S. person がイランとの取引を行う場合において、米ドル(U.S. dollar)を決済等のための手段として利用する際の主要な留意点は以下の通りである。
 - (i) Non-U.S. person が、当事者となる契約書にそのサービスの対価(価額)としてU.S. Dollarでの価格を表示すること自体は、米国の対イラン制裁法令に直接抵触することにはならない。
 - (ii) Non-U.S. person が、イランとの取引のための決済に米ドルを使用すること自体、それにより直ちに米国の対イラン制裁法令に抵触することにはならない。
 - (iii) 但し、non-U.S. person が、U.S. person に米国のイラン制裁法令違反となる取引をさせること(注43)は、米国のイラン制裁法令で禁止されている。
 - (iv) 上記(iii)の例として例えば、non-U.S. person の立場にある日本の会社等が、様々な産品をイランへ輸出する契約を締結する場合において、その決済通貨として、U.S. person である金融機関(米系の銀行、又は、邦銀の米国支店等を含む)(注44)が介在することを承知で、輸出産品に対する支払通貨として米ドルを指定することが挙げられる。この場合、U.S. person である金融機関をして米国のイラン制裁法令違反となる取引であるイランとの金融取引を行わせることになるため、かかるnon-U.S. person による行為はイラン制裁法令に抵触する。他方、non-U.S. person が、これら輸出品の対価の支払手段として、U.S. person である金融機関が関与しないことを確保しつつ、(例えば、日本国内の邦銀間での米ドル現金の受け渡し等により)米ドルを決済代金として使用するのであれば、イランとの取引に関連しU.S. person が関与することはないので、米国の対イラン制裁法令に抵触することにはならない。
2. 但し、多くの金融機関は、米国のイラン制裁法令違反のリスクを極力回避する観点から、米国の関連法令の基準よりも更に厳しい部内基準を定め、イランとの取引に関連する金融サービスの提供を自己規制している場合がある。よって、non-U.S. person が米国の法令に抵触しないかたちでイランとの取引を行う場合でも、そのような金融機関からは、イラン関連の取引については米ドルの使用を含め、関連の金融サービスの提供を拒絶される場合があるので、ビジネスリスク管理上、事前に関係金融機関に必要な金融サービスが提供されるのか確認しておくことが望ましい。

(注43) そのような取引に関与させることを含む。

(注44) 米系の金融機関は米国の法律に基づき設立された法人として、また、邦銀の在米支店等は、米国内に存在するものとしてU.S. person に該当する。

【Q5】 Non-U.S. personがイランの関係者と取引をする際には、IRGCの組織やその他IRGCが所有する組織と取引をしないよう、Due Diligenceをすべきと理解している。そこで、イラン関係者と契約を取り交わす前にDue Diligenceをしたところ、契約の相手となる会社(A)は、SDN Listに掲載されていないことが確認できた。また、A社の取締役会を構成するいずれのメンバー(取締役)も、A社の社長を含むA社の執行役員も、個人としてSDN Listに掲載されていないことが確認できた。さらに、A社の株式の51%を保有している親会社(B)もSDN Listに掲載されていないことが確認できた。しかし、A社の親会社B社の株式の50%を所有しているB社の親会社(C)は、SDN Listに掲載されていることが確認できた。このような場合、日本の会社であるnon-U.S. personがA社と取引を行うことは、米国のイラン制裁法令で制裁の対象となるのか。

【A5】

1. OFACが公表している非公式な見解では、一般に、non-U.S. personがイランとの取引に関してdue diligenceを行うにあたっては、契約先となる当事者が、SDN Listに掲載されていないことを確認することが最低限必要であると示唆している。(注45)
2. またOFACは、イランの当事者が、SDN Listに掲載されていない場合でも、そのような(SDN Listに掲載されていない)者が、単数又は複数のSDN Listに掲載されている者により、50%又はそれ以上所有されている場合において、non-U.S. personがそのようなイランの当事者と取引をした場合、状況によっては米国の制裁の対象となり得る旨の非公式見解を公表している。(注46)
3. Non-U.S. personが、SDN Listに掲載されているIranian personと取引、活動等を行った場合、米国の制裁の対象となり得るが、その根拠となっている主要な法令の条項は、IFCPAのSection 1244(c)(1)(A), 1244(c)(2)(C)(iii)である。同条項では、SDN Listに掲載されているIranian personの活動又は取引に対して、承知しつつ(knowingly)、重要な(significant)金融、物的、技術的、若しくはその他の支援をしたり、又は、物品若しくは役務を提供する等して支援をする者は、資産凍結等の制裁の対象になり得ると規定している。

(注45) JCPOA-FAQ, M.11.

(注46) JCPOA-FAQ, M.10.

主要なポイント解説～Q&A

Q5. イラン側関係者のDue Diligenceの程度について

【A5】* 続き

4. また、non-U.S. personが、IRGC及びその指定された代理人若しくは関連者(designated agents or affiliates)に対する支援、それらとの取引等をした場合にも、米国の制裁の対象となり得るが、その根拠となっている主要な法令の条項は、TRAのSection 302である。同条項では、米大統領は、IRGC、及びその指定された(designated)(注47)幹部(officials)、代理人(agents)、又は関連者(affiliates)に対して、承知しつつ(knowingly)、実質的な支援(materially assist or support)等を行ったと認定された外国の者に対し、様々な制裁措置をとり得る旨規定している。
5. 従って、non-U.S. personがSDN List掲載者の関係者やIRGCの関係者との取引を行う際、直ちに米国の制裁となり得るのは、そのようなSDN List掲載者の関係者又はIRGCの関係者自身が、SDN Listに掲載されている場合であるといえる。換言すれば、non-U.S. personがSDN List掲載者の「関係者」やIRGCの「関係者」と取引を行っても、そのような「関係者」自身がSDN Listに実際に掲載されていない場合には、その他上記Q1への回答(A1)のなかで掲記した他の制裁となり得る項目に該当する行為や取引となるものでなければ、「米国による制裁の対象となる合理的な根拠は無い」と主張し得る。(注48)



(注47) この文脈の中で、「指定された(designated)」とは、実質的にSDN Listに掲載された、と同義に解釈されている。

(注48) 但し、OFACは、一般に資産凍結措置の対象となっている者の取扱いに関するU.S. personに対するガイダンスの一環として、U.S. personは、SDN Listに掲載されている者との取引が禁止され、また、SDN List掲載者が有する資産が自らの支配・管理下にある場合には、そのようなSDN List掲載者が有する資産を凍結することが義務付けられていることを再確認するとともに、取引の相手方が、SDN Listに直接掲載されていない場合であっても、Due Diligence等の結果、単独又は複数のSDN List掲載者により、直接又は間接的に50%又はそれ以上所有されている場合には、そのような相手方との間でも取引を行うことが禁止され、また、そのような相手方が有する資産についても凍結しなければならないとの指導を行っている。

https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/licensing_guidance.pdf

【Q6】 OFAC FAQの2016年12月15日の補足で、スナップバックの場合に180日の猶予期間が明記されたが、下記のような場合は制裁対象となるのか？

- (1) スナップバック前に締結した契約に基づき、スナップバック後180日以内に契約履行 (Delivery) 完了し、代金回収など全て終了した。
- (2) スナップバック前に締結した契約に基づき、スナップバック後180日以内に契約履行 (Delivery) 完了したが、代金回収はスナップバック後180日を越える。
- (3) スナップバック前に締結した契約に基づき、スナップバック後180日以内に契約履行 (Delivery) 完了する契約であったが、弊社側の遅れにより一部間に合わずに遅れてしまった。

【A6】

- (1) OFACは、スナップバックにより米国の対イラン制裁の一部又は全部が復活することとなった場合、以下の全ての諸条件が整えば、新たに復活したイラン制裁法令に基づき、スナップバックから180日間は、non-U.S. personがイラン国内で、又はイランの当事者が関与する取引に関し、残務処理を行うこと認め、制裁を科すことを猶予する予定である旨表明している。
 - (a) Non-U.S. personがスナップバック前に、イラン国内の活動やイラン側当事者が関与する取引につき、JCPOAで整合性のとれた分野において、書面による契約を締結していること。
 - (b) スナップバック前に、書面による契約に基づく活動や取引が終了していること。
 - (c) スナップバック前の活動や取引の終了に関連し、イラン側の当事者がnon-U.S. person等に対して、支払い義務、貸与金の返金、その他債務履行の義務を負っていること。本件(1)のケースの場合、上記の基本的条件が全て満たされていると思われることから、米当局は、スナップバック後復活した制裁法令により、スナップバック前の取引に対して、制裁措置を科すことは差し控えるものと思われる。
- (2) Non-U.S. personが、スナップバックより前に書面の契約に基づき行った取引や活動につき、イラン側の当事者の支払い等を受ける必要がある場合には、スナップバック後180日以内にそのような残務処理を行うことが期待されている。180日を越えたあとは、米当局により制裁措置を科されないという保証はない。
- (3) Non-U.S. personが、スナップバックより前に締結した契約に基づくものであっても、実際の履行がスナップバック後になる場合には、そのような履行は通常残務処理の一環として認められることはないものと思われ、スナップバック後に行われた活動や取引は、米当局により制裁措置が科されることとなるリスクがある。

主要なポイント解説～Q&A

- Q7. 自社部品を使った大手メーカーへの制裁について
Q8. コントロール不可能な取引の報告義務について

【Q7】 弊社は部品メーカーで、その部品は世界中の大手メーカーの製品に使われており、一部それらの製品がイランに輸出されているであろうということは知っている。そのような場合に、もし大手メーカーの製品が例えばIRGCなどに使用されていたことが判明し、大手メーカーが制裁の対象となった場合に、弊社にも制裁が及ぶのだろうか？ 弊社と大手メーカーの力関係から、大手メーカーを管理することは不可能だが。

【A7】 JCPOAの実施日により、米国の対イラン制裁法令の緩和が行われた結果、non-U.S. person のイランとの取引については、上述A1に該当する、「重要な(significant)」行為、活動、取引等を、「承知しつつ(knowingly)」しない限り、制裁対象の範疇外となる。Q8で想定されている前提では、このような要件が満たされているようには見受けられないため、米当局が貴社に対し、米国のイラン制裁法令違反の責任を問うこととなるリスクはきわめて低いものと思われる。

【Q8】 弊社は部品メーカーで、その部品は世界中の大手メーカーの製品に使われており、一部それらの製品がイランに輸出されている可能性がある。ただし、確証もなく、もちろん弊社の部品を使った製品の正確なイラン向け数量を把握することは不可能な状況にある。このような場合に、弊社は米国の証券市場に上場している現地法人を有しているが、この法人は米国証券取引委員会(SEC)に報告しなければならないだろうか？

【A8】 一般に、米国において証券取引法でSECへの報告書提出が義務付けられている者は、関連企業の活動をも含め、イラン関連の事業内容につき、通報を行うことが義務付けられている。通報の対象となるのは、イランまたはイラン政府が関与する、以下の分野を含む取引等とされている。

・イランの石油部門、大量破壊兵器の開発、イランの人権侵害に寄与する移転・譲渡、イラン革命防衛隊、イランの公的債務、その他。

一般に、自らの意思によるものではなく、また、自らコントロールできない取引を通じて、イラン関連の取引に間接的に関与している可能性があることを承知した場合には、「イランまたはイラン政府が関与する取引に従事した」の範疇外である、との主張が合理的に可能と思われる。いずれにせよ具体的事案内容を踏まえ、SEC規制専門家よりアドバイスを得て、最終的な判断を下すべきである。

【Q9】 州レベルでの制裁法の内容を詳しく調べるには、どのように調査すればよいか？

【A9】 米国の様々な州で制定されているイラン制裁関連法は、その内容がそれぞれ異なり、また、それを執行する権限を有している州政府の機関や部局が異なるので、その具体的内容を調べるためには、まず夫々の州で制定されている制裁法の本文を、各州がウェブサイトに掲示している州法へのリンクを通じて入手し、関連法に記載されている内容を根拠に、州の当局を特定し、電子メールや電話等でフォローアップすることになる。その他、専門家やコンサルタントより助言を受ける方法もある。

【Q10】 SDN Listに掲載されていなかった取引先に、製品をデリバリーまで行ったところ、米国政府が新たにSDN List対象者を追加し、代金回収前にその取引先が掲載されてしまった。そのような場合、どのような対処法が考えられるだろうか？

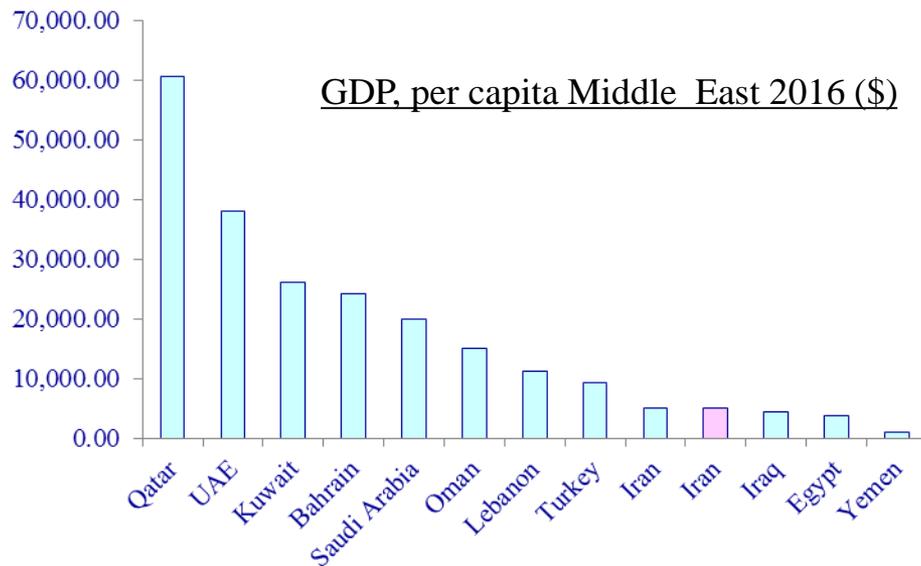
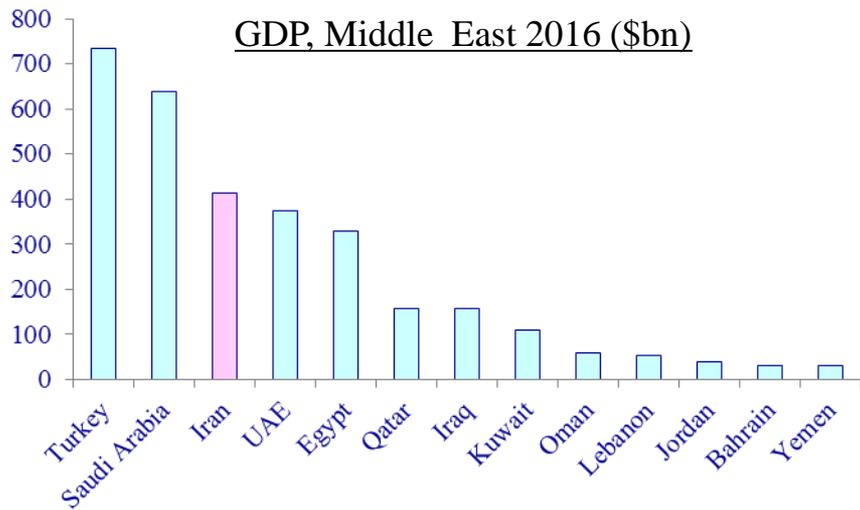
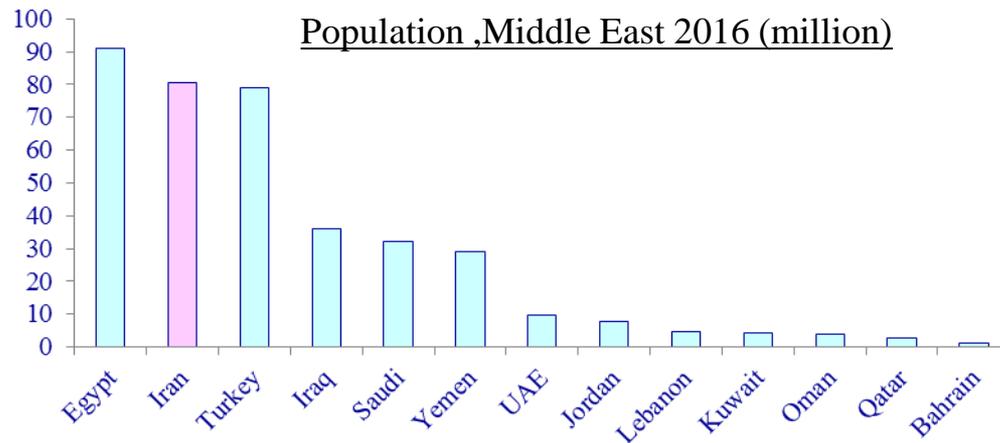
【A10】 一般に、non-U.S. person がイラン側の当事者に製品等を納入し、イラン側の相手から支払いを受ける前に相手側がSDNに指定された場合、相手側からの送金等を扱う金融機関は、SDNに指定された者に対するサービスの提供を拒否したり、そのような者の資産を凍結することが義務づけられることがあるため、non-U.S. person にとっては、代金が回収されなくなる潜在的リスクは常に伴うことになる。可能であれば、事前に支払いを得るように確保するとか、支払金を第三者に預託してもらおう等の防衛策を事前に検討しておくのがリスク管理上理想的。付保等により損害をカバーすることが可能かどうかについても、保険会社と事前に確認しておくことが望ましい。

Ⅲ. イランの最新ビジネス概況



<国旗の意味>

緑は発展(ムハンマド) 白は平和
赤は勇敢 文字と模様は神



出所: IMF

○第6次五カ年計画：・2016年に8%の経済成長を目指す。
 ・水、鉄道、石油化学、自動車等への外資導入に注力。

実質GDP成長率推移



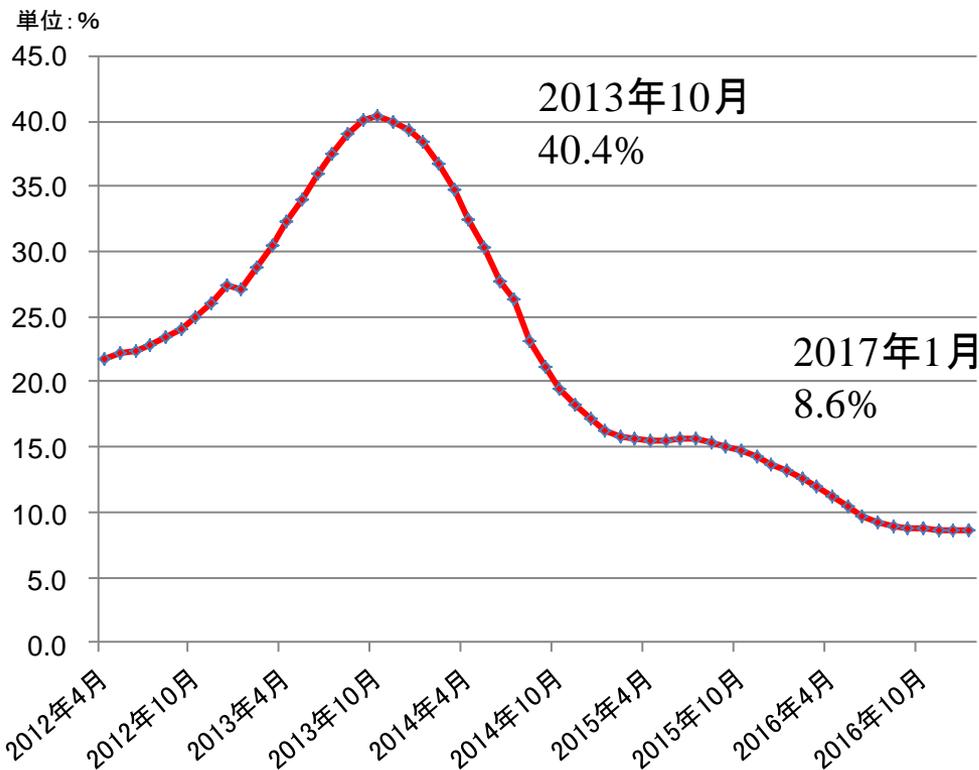
一人あたりGDPの推移



出所：IMF

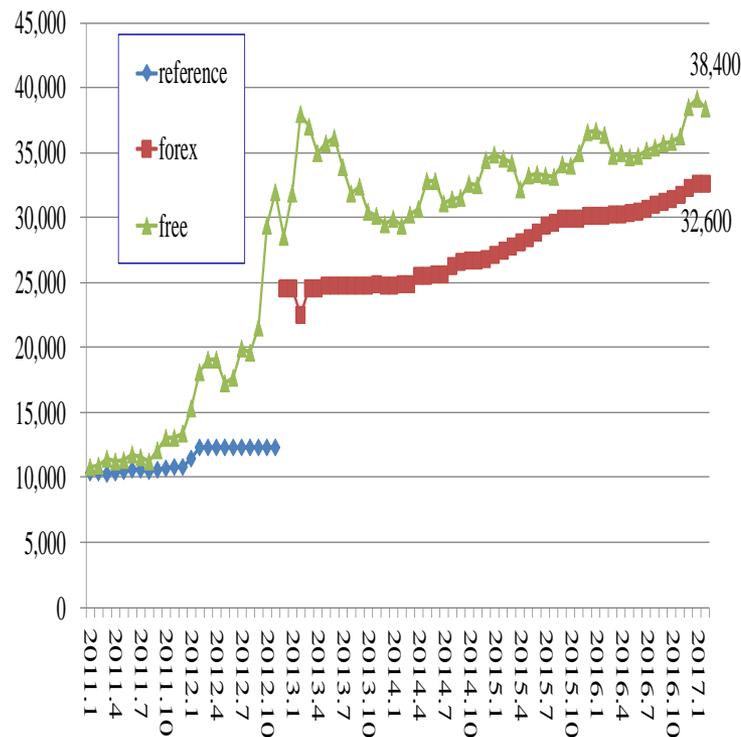
- 消費者物価指数は2013年10月をピークに改善傾向。
- 為替相場は公定レートと市場レートが乖離しており、この二重レートの統一化が課題。

消費者物価指数移



出所: イラン中央銀行

現地通貨為替相場推移

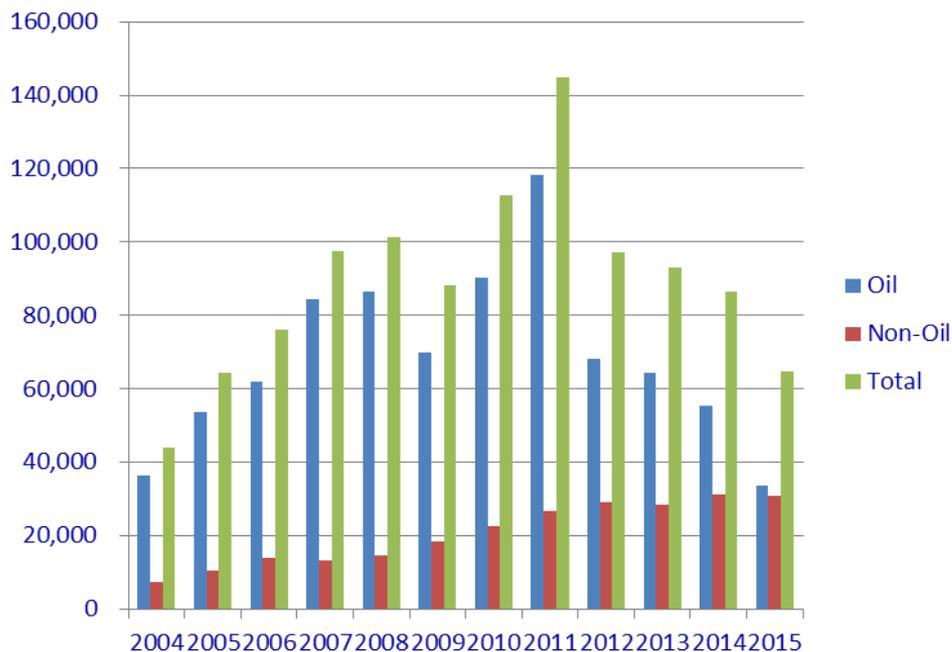


単位:リアル

- 輸出は石油・ガスに依存。
- 国内産業(GDP)は石油・ガスへの依存度は2割弱。大半はサービス業。
- 石油・ガスに次ぐ輸出産業の育成が急務であり、外資導入に積極的。
- 資源・立地を生かした輸出生産拠点、歴史遺産を生かした観光ビジネス振興を目指す。

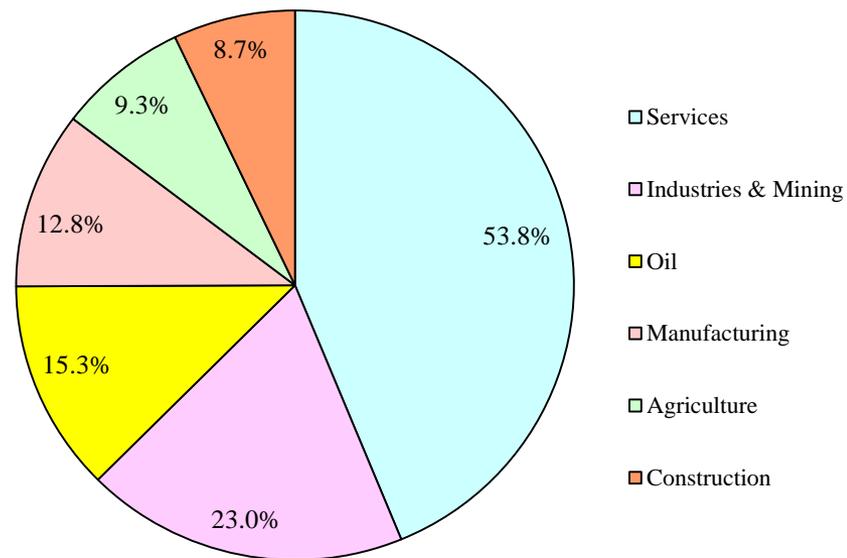
輸出品目構成

単位:百万ドル



出所:イラン中央銀行

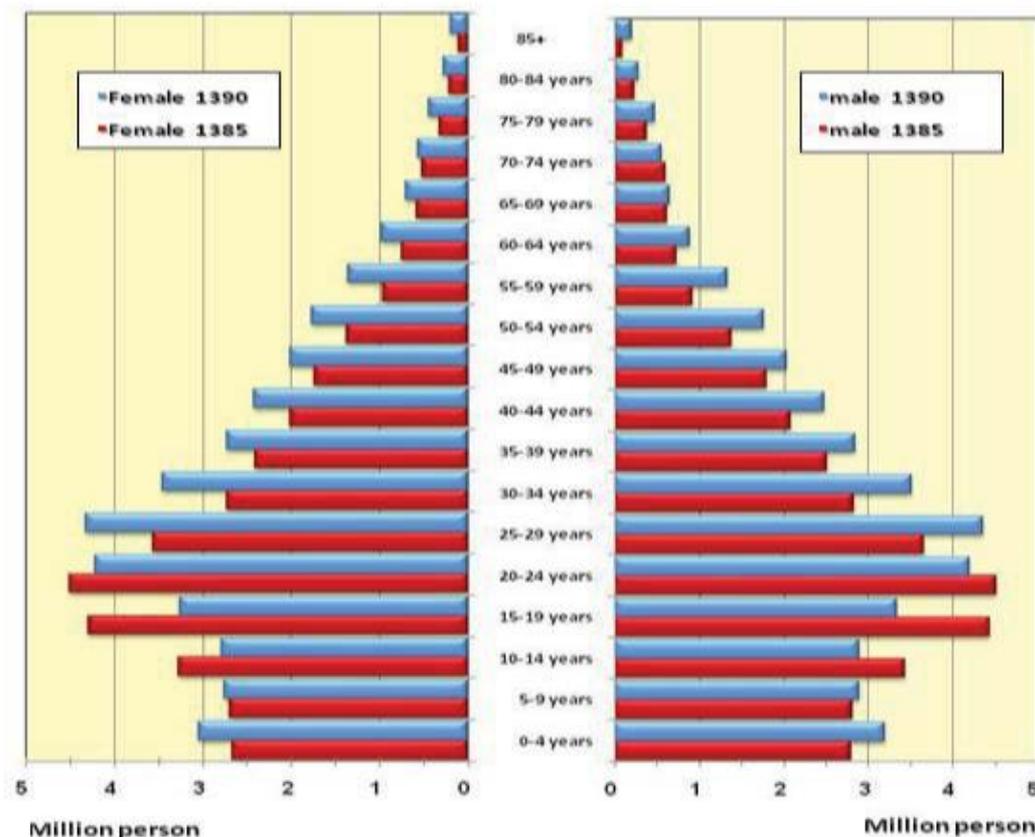
GDP内訳(2014年-2015年)



出所:イラン中央銀行

- 一定の市場規模と労働力を有している。
- ボリュームゾーンは25～35歳の結婚・子育て世代。
- 医療分野等は20～30年後を見据える。

2011年(イラン暦1390年)と2006年(同1385年)の比較

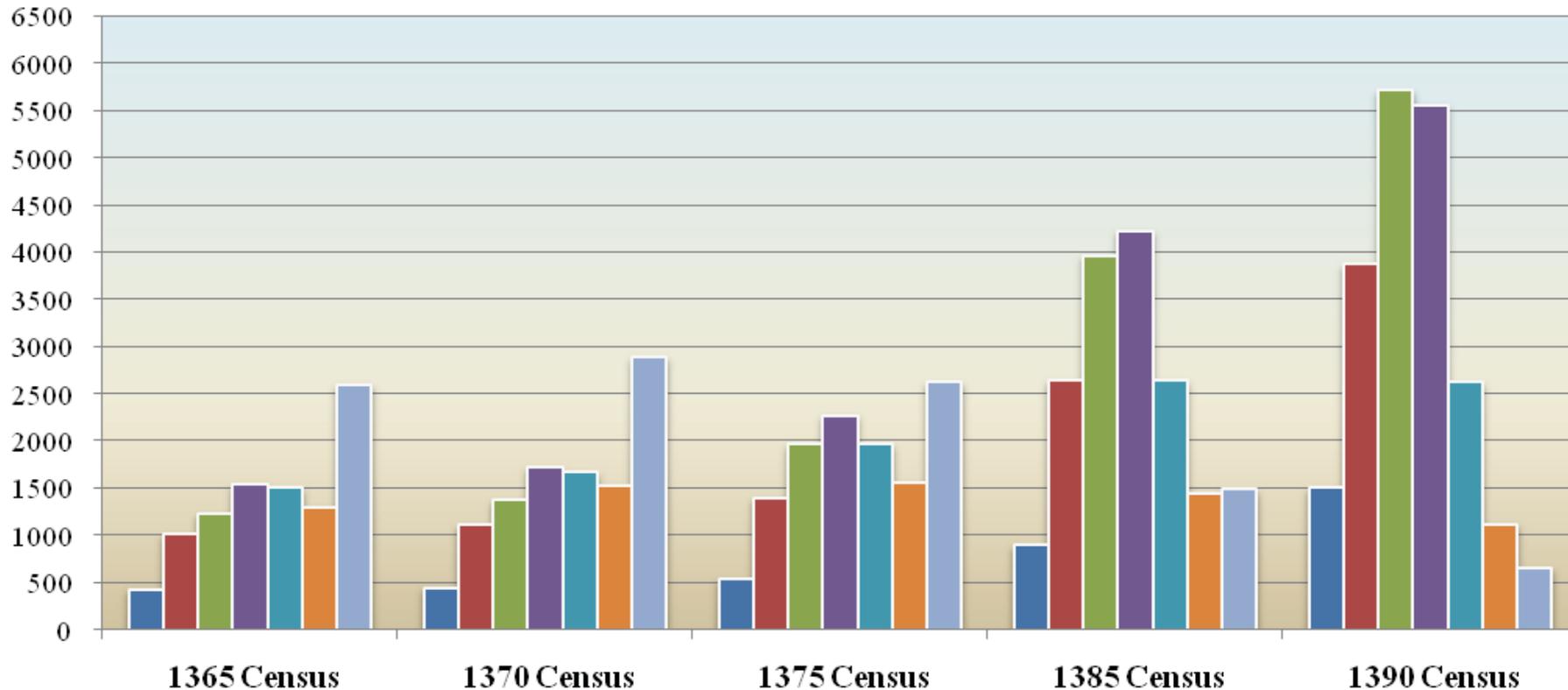


出所:イラン統計年鑑

- 核家族化が進んでいる。
- 住宅も一戸建てからマンションへ(特にテヘラン)。
- その他、スマホ、SNS、eコマースの普及など、他の国と似たような社会現象有り。

2.7. PRIVATE HOUSEHOLDS BY NUMBER OF HOUSEHOLD MEMBERS

Thousand persons



出所: イラン統計年鑑

(単位: 100万ドル, %)

	2014年度	2015年度		
	金額	金額	構成比	伸び率
輸出合計	50,560	42,414	100.0	△ 16.1
中国	9,159	7,230	17.0	△ 21.1
イラク	6,182	6,215	14.7	0.5
アラブ首長国連邦(UAE)	3,901	4,926	11.6	26.3
アフガニスタン	2,387	2,563	6.0	7.4
インド	2,441	2,497	5.9	2.3
トルコ	1,940	1,315	3.1	△ 32.2
トルクメニスタン	974	720	1.7	△ 26.1
イタリア	618	644	1.5	4.2
パキスタン	644	639	1.5	△ 0.8
オマーン	312	376	0.9	20.5
(日本)	33	38	0.1	15.1
輸入合計	52,477	41,490	100.0	△ 20.9
中国	12,561	10,466	25.2	△ 16.7
アラブ首長国連邦(UAE)	12,164	7,844	18.9	△ 35.5
韓国	4,309	3,684	8.9	△ 14.5
トルコ	3,822	3,017	7.3	△ 21.1
スイス	2,343	2,534	6.1	8.2
インド	3,730	2,299	5.5	△ 38.4
ドイツ	2,331	1,808	4.4	△ 22.5
イタリア	1,059	909	2.2	△ 14.2
オランダ	1,026	778	1.9	△ 24.2
フランス	571	759	1.8	33.0
(日本)	235	301	0.7	28.1

[注]①輸出は非石油部門のみ(石油・ガス製品は含む)。

②貿易条件は、輸出入ともにFOBとCFRが混在している。

[出所] イラン税関

Rank	Country	Ten months of 1395		Ten months of 1394		Percentage changes
		Dollar value	The share value	Dollar value	The share value	Value
1	China	6,543,449,430	18.55	5,974,041,808	18.36	9.53
2	United Arab Emirates	5,664,663,311	16.06	6,105,755,444	18.76	-7.22
3	Iraq	5,038,588,940	14.29	5,021,052,093	15.43	0.35
4	Turkey	2,817,084,407	7.99	3,103,724,655	9.54	-9.24
5	Korea	2,566,863,195	7.28	531,958,550	1.63	382.53
6	India	2,312,224,843	6.56	2,134,020,960	6.56	8.35
7	Afghanistan	2,080,641,055	5.90	2,132,354,701	6.55	-2.43
8	Japan	998,356,810	2.83	1,085,976,247	3.34	-8.07
9	Pakistan	657,258,346	1.86	522,281,771	1.60	25.84
10	Oman	482,479,725	1.37	301,950,352	0.93	59.79
11	Taiwan	464,737,806	1.32	113,499,326	0.35	309.46
12	Turkmenistan	429,515,817	1.22	605,765,495	1.86	-29.10
13	Italy	406,341,620	1.15	544,158,975	1.67	-25.33
14	Vietnam	367,925,508	1.04	263,653,904	0.81	39.55
15	Azerbaijan	317,313,788	0.90	198,943,288	0.61	59.50
The above countries		31,147,444,602	88.31	28,639,137,569	88.00	8.76
total		35,269,554,928	100	32,546,175,292	100	8.37

〔注〕①輸出は非石油部門のみ(石油・ガス製品は含む)。

②貿易条件は、輸出入ともにFOBとCFRが混在している。

〔出所〕イラン税関

Rank	Country	Ten months of 1395		Ten months of 1394		Percentage changes
		Dollar value	The share value	Dollar value	The share value	Value
1	China	8,403,117,063	24.02	8,510,815,651	25.11	-1.27
2	United Arab Emirates	5,487,896,016	15.69	6,198,917,387	18.29	-11.47
3	Korea	2,785,514,231	7.96	3,052,366,288	9.01	-8.74
4	Turkey	2,192,706,919	6.27	2,463,349,768	7.27	-10.99
5	Germany	1,962,457,945	5.61	1,438,880,257	4.25	36.39
6	India	1,589,855,043	4.54	1,890,929,815	5.58	-15.92
7	Russian	1,395,199,019	3.99	498,446,134	1.47	179.91
8	Swiss	1,091,846,842	3.12	2,028,242,769	5.98	-46.17
9	Brazil	966,126,084	2.76	504,050,975	1.49	91.67
10	Italy	945,837,050	2.70	732,449,209	2.16	29.13
11	France	799,091,620	2.28	631,343,297	1.86	26.57
12	Netherlands	695,874,868	1.99	552,094,758	1.63	26.04
13	Ukraine	402,845,712	1.15	149,881,618	0.44	168.78
14	Singapore	386,222,030	1.10	414,856,460	1.22	-6.90
15	England	385,914,255	1.10	277,198,737	0.82	39.22
The above countries		29,490,504,697	84.30	29,343,823,120	86.58	0.50
total		34,981,747,977	100	33,892,397,214	100	3.21

[注]①輸出は非石油部門のみ(石油・ガス製品は含む)。

②貿易条件は、輸出入ともにFOBとCFRが混在している。

[出所] イラン税関

イランの主要品目別輸出入統計

(単位:100万ドル、%)

	2014年度	2015年度		
	金額	金額	構成比	伸び率
輸出合計(FOB) *	86,471	n.a.	n.a.	n.a.
石油部門(石油部門、天然ガス、同製品含む) *	55,352	n.a.	n.a.	n.a.
非石油部門 *	31,119	n.a.	n.a.	n.a.
非石油部門(石油・ガス製品含む)	50,560	42,414	100.0	△ 16.1
石油ガスその他	596	1,581	3.7	165.3
液化プロパン	2,279	1,419	3.3	△ 37.7
石油アスファルト	1,324	1,238	2.9	△ 6.5
ポリエチレン(比重が0.94未満)	1,418	1,108	2.6	△ 21.9
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(厚さが4.75ミリメートル以上のもの)	902	1,092	2.6	21.1
メタノール	1,477	878	2.1	△ 40.6
ブタン	1,468	847	2.0	△ 42.3
尿素	733	778	1.8	6.1
ポリエチレン(比重が0.94以上)	662	707	1.7	6.8
ピスタチオ(殻つきのもの)	778	677	1.6	△ 13.0
輸入合計(FOB) *	65,079	n.a.	n.a.	n.a.
輸入合計	52,477	41,490	100.0	△ 20.9
飼料用トウモロコシ	1,751	1,405	3.4	△ 19.8
大豆(油かす含む)	1,239	1,400	3.4	13.0
小麦	2,294	862	2.1	△ 62.4
精米	1,409	680	1.6	△ 51.7
自動車部品(関税20%~30%のもの、タイヤを除く)	644	627	1.5	△ 2.6
選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、 粉碎機、混合機、捏和機	6	597	1.4	9,850.0
テレビ用ディスプレイモジュール(液晶式、LED)	810	587	1.4	△ 27.5
その他の合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延したもので巻いたものに限る)	-	550	1.3	全増
乗用自動車(2000cc超2500cc未満)	2,001	549	1.3	△ 72.6

[注]①イランの会計年度は3月21日ごろ～翌年3月20日ごろ。 ②イラン税関の統計は、品目によって貿易条件が異なる(FOBまたはCFR)。

[出所] * はイラン中央銀行(国際収支統計)。その他はイラン税関(輸出は非石油部門のみ公表。通関ベース)

Rank	HS Code	Description	Ten months of 1395		Ten months of 1394		Percentage changes
			Dollar value	The share value	Dollar value	The share value	Value
1	27090010	コンデンセート	6,025,700,020	17.08	3,787,363,148	11.64	59.10
2	27111190	液化天然ガス(コンテナ)	1,951,512,381	5.53	2,139,026,451	6.57	-8.77
3	27101290	その他軽油(ガソリン以外)	1,344,559,526	3.81	446,687,438	1.37	201.01
4	27111990	その他液化ガス	1,068,479,543	3.03	1,408,861,605	4.33	-24.16
5	27111290	液化プロパン	990,387,751	2.81	1,149,598,237	3.53	-13.85
6	08025100	ピスタチオ(殻つきのもの)	820,394,974	2.33	593,358,840	1.82	38.26
7	39011039	ポリエチレン(比重が0.94以上)	796,155,096	2.26	879,544,761	2.70	-9.48
8	29051100	メタノール	720,414,233	2.04	766,840,388	2.36	-6.05
9	27111390	液化ブタン	616,978,277	1.75	724,641,855	2.23	-14.86
10	31021000	尿素	609,612,200	1.73	694,720,556	2.13	-12.25
Total items above			17,689,023,118	50.15	15,619,978,787	47.99	13.25
total			35,269,554,928	100	32,546,175,292	100	8.37

[注]①輸出は非石油部門のみ(石油・ガス製品は含む)。

②貿易条件は、輸出入ともにFOBとCFRが混在している。

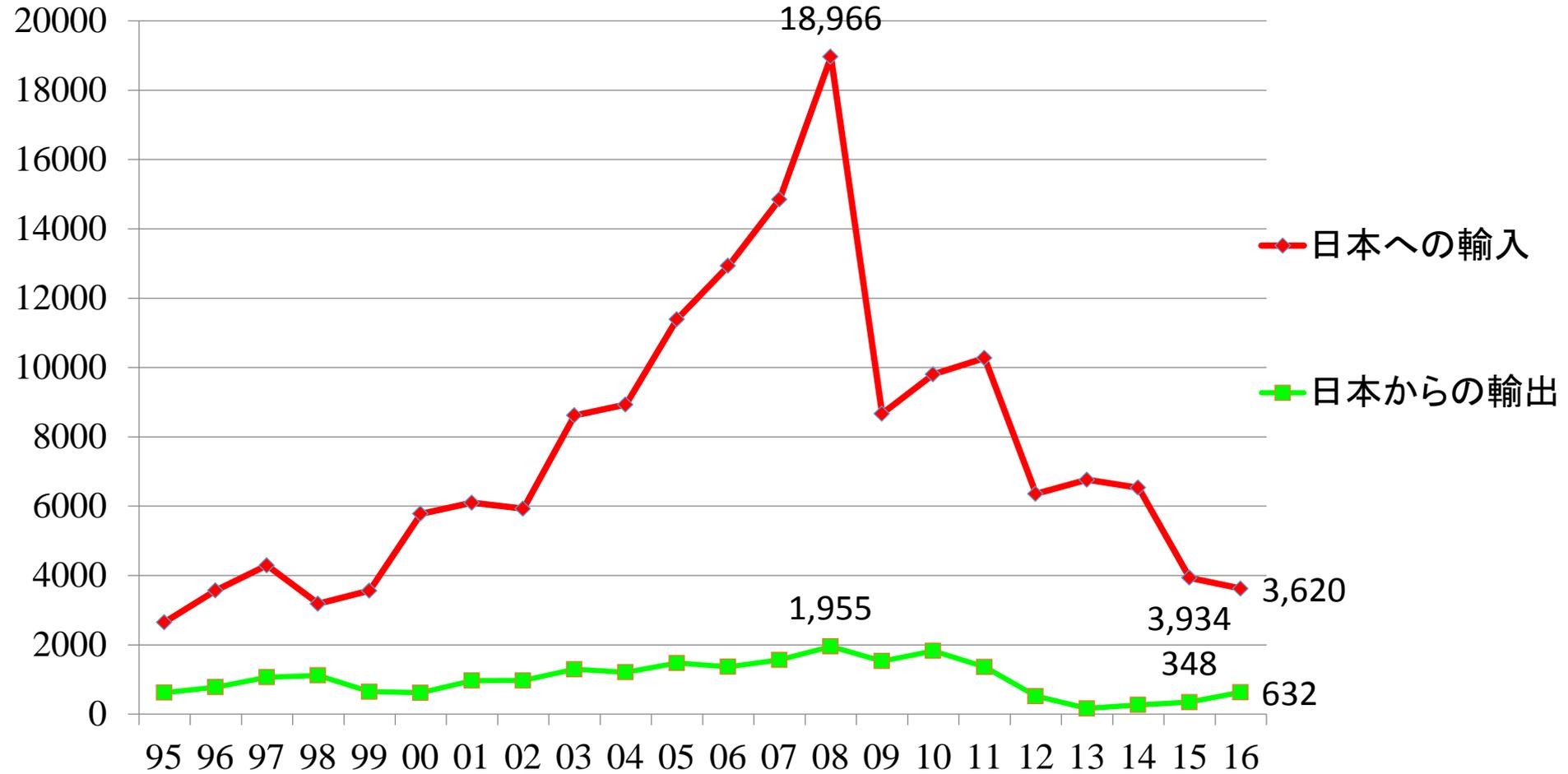
[出所] イラン税関

Rank	HS Code	Description	Ten months of 1395		Ten months of 1394		Percentage changes
			Dollar value	The share value	Dollar value	The share value	Value
1	10059010	飼料用トウモロコシ	1,161,268,551	3.32	1,147,622,162	3.39	1.19
2	12019000	大豆	773,581,712	2.21	620,446,138	1.83	24.68
3	98870312	自動車部品 (2000cc以下、タイヤを除いた現地調 達率14%~30%)	666,453,145	1.91	545,257,984	1.61	22.23
4	87032319	乗用自動車(1500cc超2000cc未満)	626,130,259	1.79	359,883,954	1.06	73.98
5	87032329	乗用自動車(2000cc超2500cc未満)	536,259,257	1.53	366,938,956	1.08	46.14
6	10063000	精米	535,010,142	1.53	583,789,931	1.72	-8.36
7	23040000	大豆油かす	474,171,282	1.36	540,881,944	1.60	-12.33
8	85299020	LCDまたはプラズマスクリーン	409,901,791	1.17	486,088,920	1.43	-15.67
9	08031000	バナナ(乾燥バナナ含む)	379,963,797	1.09	442,299,022	1.31	-14.09
10	10011990	小麦(飼料用以外)	343,667,433	0.98	705,352,587	2.08	-51.28
Total items above			7327088716	20.94546196	6764491788	19.95872923	8.316913455
total			34981747977	100	33892397214	100	3.21414492

[注]①輸出は非石油部門のみ(石油・ガス製品は含む)。
 ②貿易条件は、輸出入ともにFOBとCFRが混在している。
 [出所] イラン税関

日本とイランの輸出入額推移

単位: 億円



出所: 財務省貿易統計

- 2010年以降、日本の主力輸出製品である自動車等を含む、ほぼすべての分野の輸出額が減少。
- 2016年は、日本からイランへの輸出は前年比81.6%増だが、輸入は同8.0%減。
- 2016年は、ほとんどの分野で日本からの輸出額が増加。

輸出額(FOB条件)					輸入額(CIF条件)					(単位:百万円、%)	
	2015年	2016年				2015年	2016年				
	額	額	構成比	前年同期比		額	額	構成比	前年同期比		
機械類及び輸送用機器	25,094	45,881	72.6	82.8	鉱物性燃料	387,076	357,242	98.7	△ 7.7		
一般機械	5,386	16,017	25.4	197.4	原油及び粗油	387,076	357,242	98.7	△ 7.7		
原動機	981	5,701	9.0	481.2	食料品及び動物	2,543	1,793	0.5	△ 29.5		
ポンプ及び遠心分離機	2,068	4,284	6.8	107.1	魚介類及び同調製品	884	539	0.1	△ 39.0		
電気機器	2,599	3,882	6.1	49.4	果実及び野菜	1,086	878	0.2	△ 19.2		
輸送用機器	17,108	25,981	41.1	51.9	原料別製品	3,456	2,709	0.7	△ 21.6		
乗用車	4,783	16,940	26.8	254.2	敷物類	3,439	2,679	0.7	△ 22.1		
バス・トラック	10,625	6,469	10.2	△ 39.1	化学製品	107	2	0.0	△ 98.2		
自動車の部分品	1,194	2,243	3.6	87.9	機械類及び輸送用機器	11	167	0.0	1419.6		
原料別製品	3,322	4,980	7.9	49.9	合計(その他含む)	393,410	362,047	100.0	△ 8.0		
ゴム製品	600	599	0.9	△ 0.1							
鉄鋼	615	2,102	3.3	241.7							
非鉄金属	1,553	1,326	2.1	△ 14.6							
金属製品	324	711	1.1	119.1							
化学製品	2,313	3,978	6.3	72.0							
雑製品	2,541	3,483	5.5	37.1							
精密機器類	1,799	2,268	3.6	26.1							
合計	34,774	63,165	100.0	81.6							

[出所] 財務省「貿易統計(通関ベース)

IV. ジェトロのご利用について

ジェトロ・ホームページの活用

- 基礎的情報: http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ir.html
- 投資コスト調査: <http://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>
- 海外進出支援: https://www.jetro.go.jp/services/fdi_guide/

**海外への進出を
様々な段階で支援します**

全国のジェトロでは、お客様のご要望にあったサービスをご案内しています。
お気軽にお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせ

- 海外進出の実務相談 >
- 全国40ヶ所のジェトロの窓口 >
- 現地日系企業の皆様 >



海外への進出を検討しています

[詳しく見る](#)



拠点設立時など、海外現地でサービスを受けたい

[詳しく見る](#)



進出先選定から拠点設立まで一貫した支援をしてほしい

[詳しく見る](#)

ステップ別支援サービス



レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20160138>



海外調査部 中東アフリカ課
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル6階
TEL: 03-3582-5180
FAX: 03-3587-5309
E-MAIL: ORH@jetro.go.jp

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、
ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。